

京都市病院事業条例の一部を改正する条例（平成20年3月28日京都市条例第55号）（京都市立病院管理課）

医療法施行令の一部が改正され、医療機関の利用者の医療に関する選択を支援する目的で、広告することができる診療科名が拡充されることに伴い、次のとおり、京都市立病院の診療科目を変更することとしました。

改正前	改正後
内科，精神科，神経内科，呼吸器科，消化器科，循環器科，小児科，外科，整形外科，脳神経外科，呼吸器外科，小児外科，皮膚科，泌尿器科，産婦人科，眼科，耳鼻いんこう科，リハビリテーション科，放射線科，歯科，麻酔科及び感染症科の22の診療科目	内科，呼吸器内科，消化器内科，循環器内科，腎臓 ^{じん} 内科，神経内科，血液内科，内分泌内科，感染症内科，糖尿病代謝内科，精神科，アレルギー科，リウマチ科，小児科，外科，呼吸器外科，消化器外科，肛門 ^{こう} 外科，脳神経外科，乳腺 ^{せん} 外科，小児外科，整形外科，形成外科，皮膚科，泌尿器科，産婦人科，眼科，耳鼻いんこう科，リハビリテーション科，放射線診断科，放射線治療科，病理診断科，臨床検査科，救急科，歯科口腔 ^{くわう} 外科及び麻酔科の36の診療科目

この条例は、平成20年5月1日から施行することとしました。

京都市病院事業条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第55号

京都市病院事業条例の一部を改正する条例

京都市病院事業条例の一部を次のように改正する。

別表第3京都市立病院の項中「精神科，神経内科，呼吸器科，消化器科，循環器科」を「呼吸器内科，消化器内科，循環器内科，腎臓^{じん}内科，神経内科，血液内科，内分泌内科，感染症内科，糖尿病代謝内科，精神科，アレルギー科，リウマチ科」に改め，「，整形外科，脳神経外科」を削り，「小児外科」を「消化器外科，肛門^{こう}外科，脳神経外科，乳腺^{せん}外科，小児外科，整形外科，形成外科」に，「放射線科，歯科，」を「放射線診断科，放射線治療科，病理診断科，臨床検査科，救急科，歯科口腔^{くわう}外科及び」に改め，「及び感染症科」を削る。

附 則

この条例は，平成20年5月1日から施行する。

(京都市立病院管理課)